

「2019年度 標準学力調査（小学校）業務委託」に係る
実施方法等提案（プロポーザル）募集について（公告）

「2019年度 標準学力調査（小学校）業務委託」について委託事業者を募集します。

なお、委託事業者の選定方法としては、効果的、効率的な学力調査の実施を図るため準備及び実施業務を包括的に外部委託することとするため、学力調査等に関する知識、能力と経験（実績）等、適切な事業者を選定し業務委託するためにプロポーザル方式（提案型公募）により実施しますので、次のとおり公告します。

那覇市長 城間 幹子



1 事業の名称

「2019年度 標準学力調査（小学校）業務委託」

2 業務内容

「標準学力調査（小学校）業務委託」について

以下による

「2019年度標準学力調査（小学校）実施要領」（別紙）

「2019年度標準学力調査（小学校）業務委託」プロポーザル要領（別紙）

「2019年度標準学力調査（小学校）業務委託仕様書」（別紙）

3 契約期間 契約の日から2019年11月30日まで

4 プロポーザル説明会日時及び場所

日時：平成31年3月25日（月） 10時～

場所：那覇市立教育研究所 会議室（那覇市大道146-1 大道小学校2階）

※この説明会に参加しない業者は本プロポーザルへの参加はできません。

5 委託限度額（消費税及び地方消費税を含む）

「標準学力調査（小学校）業務委託」 2,092,000円

※単価×児童数で積算すること（小学校第4学年対象。児童数は各業務委託仕様書参照）

※※上記金額の範囲内で見積もることとし、限度額を超える提案は無効とします。

6 応募資格

(1) 法人であること

(2) 標準学力調査問題の作成、配付・回収及び、調査結果の分析において、全国との比較分析について独自に実施することができること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 那覇市の指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7)本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
(8)暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

7 提出書類

- (1)プロポーザル参加申込書（別紙）
(2)上記6の応募資格を証明する書類
①登記簿写し ②学力調査実績一覧(概ね直近2年) ③決算書(直近1年) ④納税証明書
(3)2019年度標準学力調査業務実施手法（任意様式）
(4)標準学力調査問題のサンプル
(5)調査結果のサンプル（分析・考察）
(6)費用見積書（5の委託限度額を超えた場合は失格とします。）

※「平成31年度標準学力調査（小学校）業務委託」プロポーザル要領の項目5提出書類参照

8 提出期限

平成31年4月3日（水） 15時

※準備が難しい場合は連絡ください。

9 1次審査

7の提出書類を基に1次審査を行い、4月5日（金）に結果について連絡いたします。

10 プロポーザル（プレゼンテーション）実施日及び場所

日時：平成31年4月12日（金） 午前中を予定

場所：那覇市立教育研究所 会議室（那覇市大道146-1 大道小学校2階）

※参加業者数により時間設定します。

11 書類等提出先及び問い合わせ先

那覇市立教育研究所（那覇市大道146-1 大道小学校2階）

情報支援グループ 担当 大田

E-Mail 44415osam@city.naha.lg.jp

電話 098-917-3441

FAX 098-886-7043

【学校施設内ということもあり、那覇市立教育研究所への来所はモノレール等公共交通機関のご利用をお願いいたします。】